



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
4月19日
第505号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示

生活保護法による施術担当機関の廃止の届出(健康福祉政策課).....	1
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課).....	1
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出(障害福祉課).....	2
農業改良資金の貸付けに係る償還金の徴収事務の委託(農政課).....	2
道路の供用開始(道路保全課).....	3

○ 公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課).....	3
基本測量終了公告(監理課).....	3
公共測量終了公告(監理課).....	4
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告(都市計画課).....	4
一般競争入札の公告(教育総務課).....	4

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告(東近江).....	6
土地改良区定款変更認可公告(湖北).....	9

○ 教育委員会教育長公告

令和7年度滋賀県公立学校教員採用選考試験実施公告(教職員課).....	10
-------------------------------------	----

○ 議 会 告 示

※滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正.....	20
--	----

告 示

滋賀県告示第156号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定に基づき医療扶助のための施術担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和6年4月19日

滋賀県知事 三日月 大造

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
中村和人	からだ元気治療院彦根豊郷店	犬上郡豊郷町高野瀬645	令和6.3.31

滋賀県告示第157号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和6年4月19日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
	守山市播磨田					

すくすく広場だいち	町1052番地2 メディカルツ インII3F	株式会社陽だ まりの樹ソレ イル	大阪府大阪市 生野区小路東 一丁目18-11	児童発達支援 放課後等デイス ービス	令和6.4.1	2550700419
あさがお	野洲市富波甲 1158-7チア ーハウスII1 階	合同会社くり あ	野洲市富波甲 1158-7チア ーハウスII1 階	児童発達支援 放課後等デイス ービス	令和6.4.1	2551300201

滋賀県告示第158号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年4月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	事業所番号	廃止年月日
放課後等デイス ービス センターこ ころねろく は	草津市青地町 1093番8号	株式会社b i n k	草津市南笠町 1088-30	放課後等デイス ービス	2550600510	令和6.3.31
凜元町	守山市守山四 丁目5-16- 1	株式会社奏	守山市守山二 丁目11番17号	児童発達支援	2550700120	令和6.3.31
すくすく広 場だいち	守山市播磨田 町1052番地2 メディカルツ インII3F	ロックオン株 式会社	京都府京都市 右京区太秦帷 子ヶ辻町26番 3号	児童発達支援 放課後等デイス ービス	2550700344	令和6.3.31

滋賀県告示第159号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定に基づき、農業改良資金の貸付けに係る償還金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年4月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 委託の相手方

滋賀県信用農業協同組合連合会 大津市京町四丁目3-38

レーク滋賀農業協同組合 大津市打出浜14-1

甲賀農業協同組合 甲賀市水口町水口6111-1

グリーン近江農業協同組合 東近江市八日市町1-17

滋賀蒲生町農業協同組合 東近江市市子殿町240

東能登川農業協同組合 東近江市垣見町818

湖東農業協同組合 東近江市池庄町507

東びわこ農業協同組合 彦根市川瀬馬場町922-1

レーク伊吹農業協同組合 米原市宇賀野280-1

北びわこ農業協同組合 長浜市湖北町速水2721

2 委託事務の内容 農業改良資金の貸付けに係る償還金(融資機関への貸付けに係るものを除く。)の徴収事務

3 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 徴収の方法 滋賀県信用農業協同組合連合会代表理事理事長が発行する納入通知書に基づき、1に掲げる滋賀県信用農業協同組合連合会ならびに各農業協同組合の本所および支所等において徴収する。

滋賀県告示第160号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年4月19日から令和6年5月7日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
木津信楽線	甲賀市信楽町杉山字中筋468番地先から 甲賀市信楽町杉山字中筋505番5地先まで	令和6.4.26 9時	L=480.5m

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年4月19日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 MEGAドン・キホーテUNY東近江店 東近江市今崎町163番地

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社アセット・プロパティマネジメント 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 代表取締役 白濱満明

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 UDリテール株式会社 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 代表取締役 片桐三希成ほか3者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社アセット・プロパティマネジメント 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 代表取締役 平田一馬

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 UDリテール株式会社 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 代表取締役 鈴木康介ほか3者

3 変更年月日 アについては令和5年9月27日、イについては令和5年9月27日ほか

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

5 届出年月日 令和6年3月5日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

東近江市商工観光部商工労政課 東近江市八日市緑町10番5号

(2) 縦覧期間 令和6年4月19日から令和6年8月19日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和6年8月19日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年4月19日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 基本測量(電子基準点測量)

- 2 作業の地域 大津市全域、彦根市全域、長浜市全域、甲賀市全域、野洲市全域、高島市全域、東近江市全域
- 3 作業の終了日 令和6年3月31日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、愛荘町長 有村 国知から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年4月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(数値地形図修正)
- 2 作業の地域 愛荘町全域
- 3 作業の終了日 令和6年3月29日

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

東近江市が令和6年4月19日に決定した近江八幡八日市都市計画地区計画(東今崎町北部地区計画)に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和6年4月19日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

一般競争入札の公告

令和6年度から令和12年度における県立学校校務情報ネットワーク基盤構築・運用管理業務について、次のとおり特定調達契約に係る総合評価方式一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6および第167条の10の2の規定により公告する。

令和6年4月19日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 業務名および数量 県立学校校務情報ネットワーク基盤構築・運用管理業務 一式
- (2) 業務の内容等 滋賀県立学校全70校(拠点数:62)校務情報化の推進に係る校内LANおよびサーバ等の整備および運用管理業務。詳細は入札説明書による。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和12年9月30日まで
- (4) 予定価格 1,636,363,637円(消費税および地方消費税を含まない。)
- (5) 履行場所 滋賀県立学校全70校。詳細は入札説明書による。
- (6) 本入札は、入札書と併せて業務に係る提案書の提出を受け、入札価格以外の評価項目と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札である。詳細は入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和6年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所等で資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4314

(5) その他入札に参加する者に必要な資格

- ア 教育機関向けにMicrosoft 365ならびにゼロトラストセキュリティを用いたネットワークの導入実績および運用実績があること。

イ 教育機関向けに本案件と同等規模以上(60校以上)の校務系ネットワークシステム環境について、5年以上の運用実績があること。

ウ 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001、JISQ27001)または個人情報保護マネジメントシステム(プライバシーマーク、JISQ15001)の認証を取得していること。

上記アからウまでの確認に当たり、3(1)に示す必要とする書類を県へ提出し、審査の結果、入札参加を認められた者であること。

なお、導入実績および運用実績とは、受注者として実施したほか、再委託先として実施した場合も含む。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 提案募集要項(4(3)の方法により交付する入札説明書に添付する提案募集要項をいう。以下同じ。)様式9「入札参加資格確認申請書」および2(5)の資格を有することを証する書類(契約書(該当部分の抜粋で可)の写し等とする。なお、契約の相手方の所在地、名称等については当該部分を秘匿して構わない。)
- (2) 提出期限 令和6年5月22日(水)17時までとする。ただし、4(6)の開札の日時までに入札参加資格があると認められなかった者が行った入札は、滋賀県財務規則第199条第1号に該当する入札として無効とする。

なお、上記の期限に関わらず提案募集要項2(6)に定める「電子媒体により提供できない資料の確認方法」を希望する場合または提案募集要項2(7)に定める「質問」を行う場合は、いずれか最初に行おうとするものの実行日までに、それぞれ資格を有することを証する書類を提出しなければならない。

- (3) 提出場所 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4518

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書および提案書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書(提案募集要項を含む。)の交付場所および問合せ先 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4518 電子メール scict@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 令和6年4月19日(金)から令和6年5月31日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までを除く。)
- (3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書等は、(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、(1)に示すメールアドレス宛てに、メール表題を「県立学校校務情報ネットワーク基盤構築・運用管理業務入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号ならびに送付先メールアドレスを記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信すること。請求メールを受信した後、送付先メールアドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は行わない。また、電子メールにより交付請求した場合は、必ず送信後に電話にて4(1)の問合せ先まで連絡すること。
- (4) 入札説明会の日時および場所 入札説明会は開催しない。
- (5) 入札書および提案書の提出期間 令和6年5月20日(月)から令和6年5月31日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までを除く。)。郵送による場合は、書留郵便により、令和6年5月31日(金)17時までに必着のこと。また、この場合の送料は、自己負担とする。
- (6) 開札の日時および場所 令和6年6月3日(月)14時 滋賀県庁新館4階教育総務課内。なお、開札後すぐに落札者を決定することはない。
- (7) 対面評価 令和6年6月20日(木)を予定。提案内容の評価に当たり、対面による評価を行うので、連絡を受けた場合は対応すること。なお、都合により日程を変更する場合がある。
- (8) 落札決定 令和6年6月下旬を予定。

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 落札者の決定は、総合評価方式一般競争入札をもって行うので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札書とともに本業務に係る提案書を提出しなければならない。提案書に必要な書類、部数等については、入札説明書による。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者

は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した入札参加者のうち、県立学校校務情報ネットワーク基盤構築・運用管理業務に係る総合評価一般競争入札落札者決定基準に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案書の内容による評価点に入札価格による評価点を加算した評価点の最も高いものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 入札参加者は、4(5)に示す期間内に、封書した入札書および本業務に係る提案書を、4(1)に示す場所に提出しなければならない。提案書に必要な書類、部数等については、入札説明書による。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(3) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

(4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札は行わない。

(5) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(6) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the service required: Construction, operation and maintenance of Shiga Prefectural schools computer network system, 1 set

(2) Deadline for tender: 17:00, May 31, 2024

(3) For further information, contact: General Education Division, Prefectural Board of Education, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4518 E-Mail scict@pref.shiga.lg.jp

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、上平木町土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和6年4月19日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今井清之

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	小西 安治	東近江市上平木町1375番地
〃	平井 康博	同 所1386番地
〃	安藤 治三郎	同 所1424番地
〃	小澤 清一郎	同 所1471番地

〃	木戸正行	同	所1566番地
監事	中西長嗣	同	所1523番地
〃	龍華由親	同	所1484番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住	所
理事	平井康博	東近江市上平木町1386番地	
〃	長谷川俊雄	同	所1417番地
〃	周防清二	同	所1489番地
〃	角久和	同	所1349番地
〃	小島多佳志	同	所1452番地
監事	西山幸男	同	所1367番地
〃	中西潤	同	所1495番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、琵琶湖干拓小中之湖土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和6年4月19日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今井清之

1 退任

理事および監事の別	氏名	住	所
監事	本間平七	近江八幡市安土町下豊浦4202番地	

2 就任

理事および監事の別	氏名	住	所
監事	高谷直和	近江八幡市安土町下豊浦4226番地	

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、日野川流域土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和6年4月19日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今井清之

1 退任

理事および監事の別	氏名	住	所
理事	浅田壤太郎	近江八幡市池田本町779番地	
〃	岡谷貞佳	同 市中小森町562番地	
〃	村井孝司	同 市馬淵町2454番地	
〃	仲江九市	同 市野村町1410番地	
〃	中塚靖彦	同 市佐波江町45番地	
〃	澤田満夫	蒲生郡竜王町大字岡屋1471番地	
〃	小森重剛	同 町大字弓削1403番地	
〃	谷口善孝	同 町大字西横関279番地	
〃	寺島健一	同 町大字山之上2411番地	
〃	福山忠雄	同 町大字庄160番地	
〃	安井一裕	東近江市鑄物師町865番地	
〃	津田長寿	同 市宮川町420番地	
〃	福永栄吾	同 市市子沖町177番地	
〃	居永栄治郎	同 市平林町313番地	
〃	森嶋利和	同 市川合町892番地2	
〃	安田高玄	同 市稲垂町249番地	
〃	福本修一	蒲生郡日野町大字寺尻116番地	

〃	加納半史郎	同	町大字川原1182番地
〃	西河正樹	同	町大字蓮花寺910番地
〃	坂田東作	同	町大字西大路1963番地
〃	福本修	同	町大字鎌掛2652番地
〃	寺澤清穂	同	町大字三十坪1265番地
〃	小西理	近江八幡市武佐町	690番地
〃	西田秀治	蒲生郡竜王町大字西川	1454番地
〃	小椋正清	東近江市蛭谷町	172番地
〃	堀江和博	蒲生郡日野町大字杣	290番地
監事	田畑利彦	近江八幡市野村町	1391番地
〃	松浦博	蒲生郡竜王町大字岡屋	1262番地
〃	谷口信樹	東近江市上麻生町	93番地
〃	渡邊岩男	蒲生郡日野町大字安部居	693番地 1

2 就任

理事および監事の別	氏名	住	所
理事	浅田壤太郎	近江八幡市池田本町	779番地
〃	岡谷貞佳	同 市中小森町	562番地
〃	村井孝司	同 市馬淵町	2454番地
〃	仲江九市	同 市野村町	1410番地
〃	中塚靖彦	同 市佐波江町	45番地
〃	山中茂	蒲生郡竜王町大字岡屋	2050番地
〃	小森重剛	同 町大字弓削	1403番地
〃	谷口善孝	同 町大字西横関	279番地
〃	小西久次	同 町大字山之上	2157番地
〃	竹山菜恵美	同 町大字山之上	3401番地
〃	福山忠雄	同 町大字庄	160番地
〃	安井一裕	東近江市鋳物師町	865番地
〃	津田長寿	同 市宮川町	420番地
〃	山中愛可	同 市横山町	1136番地 1
〃	福永栄吾	同 市市子沖町	177番地
〃	居永栄治郎	同 市平林町	313番地
〃	森嶋利和	同 市川合町	892番地 2
〃	安田高玄	同 市稻垂町	249番地
〃	岸村達也	蒲生郡日野町大字上駒月	1164番地
〃	加納恵子	同 町大字川原	1601番地
〃	市田文明	同 町大字中之郷	657番地
〃	西河正樹	同 町大字蓮花寺	910番地
〃	坂田東作	同 町大字西大路	1963番地
〃	福本修	同 町大字鎌掛	2652番地
〃	田中宏	同 町大字小御門	491番地
〃	小西理	近江八幡市武佐町	690番地
〃	西田秀治	蒲生郡竜王町大字西川	1454番地
〃	小椋正清	東近江市蛭谷町	172番地
〃	堀江和博	蒲生郡日野町大字杣	290番地
監事	田畑利彦	近江八幡市野村町	1391番地
〃	山添登代一	蒲生郡竜王町大字林	590番地
〃	谷口信樹	東近江市上麻生町	93番地
〃	渡邊岩男	蒲生郡日野町大字安部居	693番地 1

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、山上土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和6年4月19日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今井清之

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	河合安彦	東近江市山上町2126番地
〃	加藤明夫	同 所1250番地
〃	福岡孝司	同 所2785番地
〃	林明男	同 所1334番地3
〃	古谷孝志	同 所1130番地2
〃	加藤直之	同 所1152番地2
〃	岡島隆司	同 所1276番地
〃	岸本俊二	同 所2113番地
〃	三木正隆	同 所2341番地
〃	小西節雄	同 所3283番地
〃	堀江善弓	同 所3632番地
〃	大西為夫	同 市青野町4760番地
〃	堀田清一	同 市和南町528番地
監事	坂本修	同 市山上町1237番地
〃	岸本隆司	同 所2260番地
〃	池戸清	同 所2379番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	小林雅和	東近江市山上町1274番地
〃	横田正嗣	同 所2165番地
〃	幸野敦弥	同 所258番地
〃	小林敏明	同 所453番地
〃	原田規生	同 所1149番地
〃	川寄正和	同 所1255番地
〃	山口剛	同 所1850番地3
〃	河合文広	同 所2349番地
〃	西村泰源	同 所2791番地
〃	小澤茂	同 所3178番地2
〃	上岡浩	同 所2965番地3
〃	池田律子	同 市青野町4321番地3
〃	坪倉茂夫	同 市和南町813番地
監事	岩倉幸造	同 市山上町1838番地1
〃	端宣彦	同 所2796番地
〃	山内元治	同 所2145番地

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、天の川沿岸土地改良区の定款の変更は、令和6年4月12日に認可した。

令和6年4月19日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 國友芳蔵

教育委員会教育長公告

令和7年度滋賀県公立学校教員採用選考試験実施公告

令和7年度滋賀県公立学校教員採用選考試験〔夏選考〕（一般選考・特別選考・大学3年生夢チャレンジ選考）を次のとおり行います。

令和6年4月19日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

1 校種・職種、教科・科目および採用予定数

校種・職種	教科・科目	採用予定数
(1) 一般選考		
① 小学校教員		230人程度
② 中学校教員	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	150人程度
③ 高等学校教員	国語、地理歴史（日本史、世界史）、数学、理科（物理、化学、生物）、保健体育、英語、看護、農業、工業（機械系、電気系）、商業	100人程度
④ 特別支援学校教員		50人程度
⑤ 養護教員		15人程度
⑥ 栄養教員		若干人
(2) 特別選考		
ア 障害者特別選考	(1) ①～⑥の校種・職種、教科・科目	備考参照
イ 社会人特別選考	高等学校教員 数学、理科（物理、化学、生物）、英語、農業、工業（機械系、電気系）	
ウ スポーツ特別選考	(1) ①～⑥の校種・職種、教科・科目	
エ 国際貢献活動経験者特別選考	(1) ①～⑥の校種・職種、教科・科目	
(3) 大学3年生夢チャレンジ選考	(1) ①～⑥の校種・職種、教科・科目	備考参照

（備考）特別選考における採用数は、一般選考の採用予定数に含みます。

大学3年生夢チャレンジ選考における採用数は、令和8年度〔夏選考〕一般選考の採用予定数に含みます。

日本国籍を有しない者を任用する場合は、「任用の期限を付さない常勤講師」として採用します。

2 出願資格 次の(1)～(3)の全ての要件を満たす者（社会人特別選考を除く。）

- (1) 全校種・職種とも、昭和40年4月2日以降に生まれた者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号および学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 受験する校種・職種および教科に相当する有効な普通免許状を有する者または令和7年3月31日までに取得見込みの者

また、特別支援学校教員については、特別支援学校教諭の普通免許状を有する者または令和7年3月31日までに取得見込みの者（令和6年度をもって教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第七に規定される特別支援学校等での最低在職年数（3年）等の所要資格を全て満たすことで、特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする者を含む。）

※ 大学3年生夢チャレンジ選考に出願する者は、(1)で「昭和40年」を「昭和41年」と、(3)で「令和7年」を「令和8年」と読み替える。

3 出願できる校種・職種 1 (1)①～⑥のいずれか1つ（中学校教員または高等学校教員に出願する者は、その教科・科目のうちの1つ）に出願することができます。また、「一般選考」または「特別選考」に出願する者は、次の(1)～(4)の場合に限り、第2志望を認めます。「大学3年生夢チャレンジ選考」に出願する者は、翌年度に出願時に、次の(1)～(4)の場合に限り、第2志望を認めます。なお、出願後は志望校種・職種、教科・科目の変更はできません。

- (1) 小学校教員に出願し、中学校教員を第2志望とする場合
- (2) 中学校教員に出願し、小学校教員を第2志望とする場合

- (3) 高等学校教員に出願し、特別支援学校教員を第2志望とする場合
- (4) 特別支援学校教員に出願し、高等学校教員を第2志望とする場合
- 4 出願期間 令和6年4月19日(金)午前9時から5月9日(木)午後5時まで(出願フォームによる出願のみ)
- ※ 出願フォームによる出願ができない場合は、14の問合せ先に連絡してください。
- 5 勤務地の条件 採用される校種・職種に応じて、それぞれ県内のいずれの公立学校にも赴任できること。
- 6 選考試験

(1) 一般選考

ア 第一次選考

- ・ 必ず受験すること。
(エ①により第一次選考試験の全てが免除となる者を除く。)
- ・ 試験の詳細については受験票で確認すること。
 - ① 日時 令和6年6月16日(日)13時10分から17時まで(集合時刻は12時30分から13時まで)
 - ② 試験会場等 立命館大学 びわこ・くさつキャンパス(草津市野路東一丁目1-1) JR南草津駅下車「立命館大学行き」バス 約20分
 - ③ 日程および内容

時 間	区 分	内 容
12:30~13:00 (30分)	集 合	
13:10~13:40 (30分)	諸 注 意	日程説明、注意事項、写真票等の回収等
13:40~14:10 (30分)	小 論 文	与えられたテーマに関する論述問題
14:50~15:50 (60分)	専 門 教 科 ・ 科 目	校種・職種、教科・科目に係る専門的な知識・技能等に関する記述式の問題(中学校教員および高等学校教員の英語については、リスニングテストを含む。)
16:20~17:00 (40分)	一般教養・教職教養	教養に関するマークシート方式の問題

④ 携行品

- ・ 受験票
 - ・ 写真票
 - ・ 鉛筆(HBまたはB)
 - ・ 消しゴム
 - ・ 140円分の切手
 - ・ 切手貼付用のり
 - ・ 黒ボールペン
 - ・ 時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限りませす。
- 注1 受験する校種・職種、教科・科目で別に携行品が必要な場合は、受験票に記載します。
- 注2 受験票および写真票には同一の写真(4.5cm×3.5cm)を貼ってください。
- 注3 試験中は携帯電話、スマートフォン、タブレット等の使用を禁じますので、電源を切ってください。

イ 第二次選考

- ① 第一次選考の結果、第二次選考の受験資格を得た者について、令和6年7月29日(月)から8月下旬までの間で指定する1日または2日間、次の表のとおり行います。通知された日時の変更はできません。

区 分	対 象	内 容	
面接試験	全員	面接	
実 技 試 験	指導実技	養護教員以外の全員 模擬授業(小学校教員については、外国語科の指導に必要な英語による簡単なコミュニケーションの力をみる質問を含む。)	
	専門実技	小学校教員	体育実技
		中学校教員(音楽、美術、保健体育、技術、家庭)	それぞれの教科に関する実技
		高等学校教員(保健体育、農業、工業、商業)	それぞれの教科に関する実技
	養護教員	養護に関する実技	

注 病気、その他の特別な事情で実技試験を受験できない場合は、出願フォームに入力の際「13 確認事項」

において「受験時の配慮事項」を「あり」とし、その内容を入力してください(病気、妊娠等の場合は、第二次選考当日に診断書等、証明ができる書類を提出してください。)

② 提出物、必要な携行品等、その他の詳細については、第二次選考受験者に別途通知します。

ウ 加点の実施 次の①～⑪に該当する者で加点を希望する者は、出願フォームに入力の際「7 加点の申請」を「あり」とし、必要事項を入力してください。必要な書類を持参または郵送(ともに5月16日(木)午後5時必着)にて提出することで、第一次選考試験の「専門教科・科目」の得点(100点満点)に加点をします。

注1 加点の最大は20点とします。

注2 令和7年3月31日までに加点の対象となる教員免許状が取得できなかった場合は、加点を減じます。その結果、採用の内定を取り消す場合があります。

注3 例えば、中学校英語教員志願者が、下の表に示す①、②、④、⑦、⑨、⑪の6つの加点を希望した場合、加点は35点になりますが、加点の最大は20点のため、20点を加点します。万一④の免許状が取得できなかった場合、35点から5点を減じるのではなく、実際に加点した20点から5点を減じます。

加点項目および点数

出願校種・職種	出願教科	加点項目および点数										
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
小学校教員	—		5	10	5			5	5	5		5
中学校教員	英語	5	5		5			10	5	5		5
	英語以外	5	5		5					5		5
高等学校教員	英語				5		10	10	5	5	5	5
	地理歴史				5	10	10			5	5	5
	上記以外				5		10			5	5	5
特別支援学校教員	—						10			5		5
養護教員・栄養教員	—											5

加点項目

- ① 小学校教諭普通免許状を有する者または令和7年3月31日までに取得見込みの者
- ② [小学校教員志望者] 中学校教諭普通免許状(外国語(英語)を除く。)を有する者または令和7年3月31日までに取得見込みの者
[中学校教員志望者] 出願する教科の中学校教諭普通免許状に加え、他の教科の中学校教諭普通免許状を有する者または令和7年3月31日までに取得見込みの者
- ③ 中学校教諭普通免許状(外国語(英語))もしくは高等学校教諭普通免許状(外国語(英語))を有する者または令和7年3月31日までに取得見込みの者
- ④ 特別支援学校教諭普通免許状を有する者または令和7年3月31日までに取得見込みの者
- ⑤ 高等学校教諭普通免許状(公民)を有する者または令和7年3月31日までに取得見込みの者
- ⑥ 高等学校教諭普通免許状(情報)を有する者または令和7年3月31日までに取得見込みの者
- ⑦ 英語資格(a)を有する者
- ⑧ 英語資格(b)を有する者(⑦に該当する者を除く。)
- ⑨ 司書教諭講習修了証書を有する者または令和7年3月31日までに取得見込みの者
- ⑩ 国際バカロレア教員認定(IBC Educator Certificates)の資格(IBC CTLまたはIB ACTLR)を有する者
- ⑪ 公認心理師または臨床心理士の資格を有する者

注1 ①～⑥の加点を希望する場合は、加点条件を満たす免許状の写しまたは取得見込証明書を提出してください。(ただし、②および③の併用、または③ならびに⑦および⑧の併用はできません。)

注2 ②を希望する中学校教員出願者について、下記の教科・科目は加点の対象外となります。

「保健」「職業」「職業指導」「職業実習」「外国語(英語以外)」「宗教」

注3 ⑦および⑧の英語資格の条件は次表のとおりです。加点を希望する場合は、加点条件を満たす資格証明書の写しを提出してください(TOEFL iBT、TOEIC(L&R)については、令和4年7月以降に取得したものに限り、TOEIC(L&R)については、公開テストの結果に限る。)

英語資格(a)	英検1級	TOEFL iBT	TOEIC(L&R)
---------	------	-----------	------------

		105点以上	945点以上
英語資格(b)	英検準1級	TOEFL iBT 80点以上	TOEIC(L&R) 785点以上

- ・ 英検は、(公財)日本英語検定協会「実用英語技能検定」の略
- ・ TOEFLは、国際教育交換協議会「Test of English as a Foreign Language」の略
- ・ TOEIC(L&R)は、国際ビジネスコミュニケーション協会「Test of English International Communication Listening & Reading」の略

注4 ⑨の加点を希望する場合は、加点条件を満たす修了証書の写しまたは取得見込証明書(「司書教諭講習修了証書取得見込証明書」(滋賀県教育委員会ウェブページからダウンロードして印刷し、大学免許係等にて申請して証明されたもの))を提出してください。(単位取得や資格申請の時期、または単位取得方法によっては、令和7年3月31日までに資格が取得できない場合や、取得見込証明書が発行できない場合がありますので、事前に大学免許係等にお問い合わせください。)

注5 ⑩の加点を希望する場合は、IB教員認定証(IB Certificate in Teaching and Learning または IB Advanced Certificate in Teaching and Learning Research)の写しを提出してください。

注6 ⑪の加点を希望する場合は、加点条件を満たす認定証書等の写しを提出してください。

エ 第一次選考試験の一部または全ての試験の免除 次の①～⑤の要件を満たすことにより、第一次選考試験の一部または全ての免除を希望する者は、出願フォームに入力の際「8 第一次選考試験免除の申請」を「あり」とし、必要事項を入力してください。必要な書類を出願後速やかに持参または郵送(郵送の場合は5月16日(木)午後5時必着)にて提出することで、第一次選考の該当試験を免除します。ただし、免除は①～⑤のいずれか一つとし、出願後は免除希望の変更はできません。

① 現職教諭等

免除対象の校種・職種	全校種・職種	
免除要件	令和7年3月31日現在において、滋賀県外の公立学校、国立大学法人附属学校または滋賀県内外の私立学校の正規の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭または任用の期限を付さない常勤講師(日本国籍を有しない者に限る。)である者で、休職および育児休業の期間を除き、3年以上の勤務経験を有することとなる者。	
免除する試験	小学校教員、中学校教員、特別支援学校教員、養護教員、栄養教員	第一次選考試験の全ての試験
	高等学校教員	一般教養・教職教養
出願時に提出する書類	各都道府県教育委員会等(任命権者)の発行する履歴証明書	

注1 免除できるのは、出願する校種・職種、教科と同一の教職経験を有する場合に限ります。

注2 臨時講師等の臨時的任用および会計年度任用職員(非常勤講師)の勤務経験・教職経験は含まれません。

注3 私立学校教員の在職証明は勤務している学校の校長等の証明が必要です。

注4 第一次選考試験の全ての試験免除対象者は、履歴証明書提出の際に、140円切手を貼付した「角形2号封筒」に、ご自身宛ての郵便番号、住所、名前を記入したものを同封してください。

② 教諭等経験者

免除対象の校種・職種	全校種・職種	
免除要件	過去に公立学校、国立大学法人附属学校または私立学校の正規の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭または任用の期限を付さない常勤講師(日本国籍を有しない者に限る。)であった者で、休職および育児休業の期間を除き、3年以上の勤務経験を有する者	
免除する試験	一般教養・教職教養	
出願時に提出する書類	各都道府県教育委員会等(任命権者)の発行する履歴証明書	

注1 免除できるのは、過去の採用時と同一の校種・職種、教科に出願する場合に限ります。

注2 臨時講師等の臨時的任用および会計年度任用職員(非常勤講師)の勤務経験・教職経験は含まれません。

注3 滋賀県教育委員会に雇用されていた方は、滋賀県教育委員会の発行する履歴証明書は提出不要です。

注4 私立学校教員の履歴証明は勤務していた学校の校長等の証明が必要です。

③ 令和6年度(令和5年実施)または令和5年度(令和4年実施)選考試験の第一次選考合格者

免除対象の校種・職種	全校種・職種
免除要件	令和6年度(令和5年実施)または令和5年度(令和4年実施)の滋賀県公立学校教員採用選考試験第一次選考に合格し、第二次選考を有効に受験し不合格となった者(補欠者を含む。)のうち、令和5年9月1日から令和6年5月9日までの間に、滋賀県教育委員会により任用された臨時講師、滋賀県内の各市町教育委員会または滋賀県内の国立大学法人により任用された常勤の講師(校種・職種、教科・科目を問わない。)として通算1月以上の勤務経験を有する者。
免除する試験	一般教養・教職教養
出願時に提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当年度第二次選考不合格通知または補欠通知の写し ・ 辞令書または雇用通知書の写し

注1 免除できるのは、令和6年度(令和5年実施)または令和5年度(令和4年実施)に受験して合格した第一次選考の校種・職種と同一の校種・職種を受験する場合に限ります。

注2 会計年度任用職員(非常勤講師)の勤務経験は含まれません。

注3 滋賀県公立学校教員採用選考試験の大学推薦またはスポーツ特別選考による第一次選考合格者には適用されません。

④ 滋賀県内の常勤の講師経験者

免除対象の校種・職種	全校種・職種
免除要件	平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間のうち、滋賀県教育委員会、滋賀県内の各市町教育委員会または滋賀県内の国立大学法人附属学校において、出願する校種・職種と同一の校種・職種で2年(24月)以上常勤の講師として任用された経験を有する者。ただし、養護教員、栄養教員については任用されていた校種を問わない。
免除する試験	一般教養・教職教養
出願時に提出する書類	常勤の講師として勤務していた学校の校長の勤務証明書

注1 会計年度任用職員(非常勤講師)の勤務経験は通算期間に含まれません。

注2 任用期間の計算は、1月に1日でも任用されていた場合は1月と数えますが、同年度内での最大は12月とします。

注3 「勤務証明書」は滋賀県教育委員会ウェブページからダウンロードし、印刷して使用してください。

注4 免除要件に関わる常勤講師としての勤務経験が複数校の場合は、それぞれの学校で証明が必要です。

⑤ 大学からの推薦を受けた者

免除対象の校種・職種	全校種・職種
免除要件	教育職員普通免許状取得のための課程認定を受けている大学、大学院および教職大学院(以下「大学等」という。)を令和7年3月に卒業見込みの者または修了見込みの者で、推薦要件を満たし、学長等が推薦する者
免除する試験	一般教養・教職教養
出願時に提出する書類	<p>本人が行う出願手続きとは別に、大学等を通じて、次の3点を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学推薦書 ・ 成績証明書(出願時のもの) ・ 大学推薦自己PRシート(自筆)

注1 大学からの推薦を受けた者については、9に示した大学院在学・進学者に対する特例は認めません。

注2 滋賀県教育委員会から推薦の依頼を受けた大学等に限り、教科・科目および推薦人数は各大学等に通知した人数とします。

注3 大学等からの推薦を希望する者は、在学する大学等の学長等に推薦書の作成を依頼してください。なお、所属している大学等が、滋賀県教育委員会から推薦の依頼を受けているかどうかについては、各大学等に問い合わせてください。

注4 「大学推薦自己PRシート」は、滋賀県教育委員会ウェブページからダウンロードし、印刷して使用してください。

(2) 特別選考

ア 障害者特別選考

募集する校種・職種等	全校種・職種
受験資格	次に掲げる手帳等の交付を受けている者 ※ 下記の手帳等は出願時および受験日当日において有効であることが必要です。 ① 身体障害者手帳または都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)もしくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。) ② 都道府県知事もしくは政令指定都市市長が交付する療育手帳または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医もしくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ③ 精神障害者保健福祉手帳
選考の方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次選考の「一般教養・教職教養」を免除する。 ・ 第一次選考の「小論文」に代えて「課題作文」とする。 ・ 障害の程度等に応じて、第二次選考の体育実技を体育実技指導に関する筆記試験に振り替えることがある。
出願時に提出する書類	上記受験資格①～③の手帳等の写し(氏名、障害の種類および程度がわかる部分)

イ 社会人特別選考

募集する校種・職種等	高等学校教員 数学、理科(物理、化学、生物)、英語、農業、工業(機械系、電気系)
社会人特別選考で求める教員像	先進的な理数教育または環境教育、グローバル人材の育成を進める高等学校において、高度な語学力の育成や英語による探究学習の指導を行うことのできる教員。また、農業・工業の高度な職業教育を進める高等学校において、専門性の高い最先端技術や伝統産業等の実践的な指導を行うことのできる教員。
受験資格	「2 出願資格」の(1)および(2)の要件を満たし、それぞれの教科に応じて次の条件を全て満たす者。さらに、教育職員免許状を有していない場合は、特別免許状の授与条件を満たすこと。 (1) 高等学校教員 数学、理科 ① 理学・農学・工学・医学系等の大学院を修了し、修士以上の学位を取得していること。 ② 民間企業、官公庁、研究機関等における常勤の職としての勤務経験が、令和7年3月31日までに通算3年以上(休職期間を除く。)あり、その勤務経験により受験教科の分野における高度な専門的知識・経験または技能を有すること。 (2) 高等学校教員 英語 ① 英語が母語であること、または、それと同等の英語の語学力を有していること。 ② 教員の職務を行う上で必要とされる日本語の能力を有すること(日本語検定3級以上を取得していることが望ましい。) ③ 大学(同等の外国の教育機関を含む。短期大学を除く。)を卒業し、学士以上の学位を取得していること。 ④ 日本国内の国公私立中学校または高等学校(中等教育学校を含む。)における英語の指導に関する常勤の職(ALT、英語講師等)としての勤務経験が令和7年3月31日までに通算3年以上(休職期間を除く。)あること(外国語としての英語指導法に関する課程(TESOLまたはCELTA)を修了していることが望ましい。) (3) 高等学校教員 農業、工業 ① 大学(短期大学を除く。)を卒業し、学士以上の学位を取得していること。 ② 民間企業、官公庁、研究機関等における常勤の職としての勤務経験が、令和7年3月31日までに通算3年以上(休職期間を除く。)あり、その勤務経験に

	より受験教科の分野における高度な専門的知識・経験または技能を有すること。
選考の方法等	第一次選考の「一般教養・教職教養」を免除する。
出願時に提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会人特別選考実績報告書 ・ 大学院修士課程以上の修了証の写し(数学、理科のみ)

注1 特別免許状について 特別免許状は、都道府県教育委員会が実施する教育職員検定に合格した者に対して授与され、その都道府県内においてのみ効力を有することとなっています。教員免許をもたない者は、採用内定後、特別免許状の教育職員検定に出願し合格しなければなりません。なお、令和7年3月31日までに特別免許状が授与されない場合は、内定を取り消す場合があります。この教育職員検定の実施については、教育職員免許法第5条第3項において、次のように規定されています。

教育職員免許法 第5条第3項

前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

- (1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- (2) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

注2 「社会人特別選考実績報告書」は、滋賀県教育委員会ウェブページからダウンロードし、印刷して使用してください。

ウ スポーツ特別選考

募集する校種・職種等	全校種・職種
受験資格	<p>スポーツの分野において競技者または指導者としての実績が、次の①および②の要件のいずれかを満たす者。ただし、競技者としての実績は、高等学校卒業後に正選手として出場したものに限る。また、指導者としての実績は、当該競技指導における「監督」として出場したものに限る。</p> <p>① 国際規模の競技会等に日本代表選手として出場した競技者またはその指導者（「国際規模の競技会」とは、オリンピック・パラリンピック競技大会、ユニバーシアード競技大会、アジア競技大会および原則としてオリンピック・パラリンピック実施競技を統括する国際競技連盟が主催する世界選手権大会等。）</p> <p>② 全国規模の競技会等において8位以上の成績を収めた競技者またはその指導者（「全国規模の競技会」とは、国民スポーツ大会および(公財)日本スポーツ協会または(公財)日本オリンピック委員会の加盟団体が主催または後援する全日本選手権大会等。出場者の職種等を限定するもの(教職員大会等)や地方大会、親善大会等を除く。)</p>
選考の方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出された書類をもとに事前審査を行い、受験票の送付前に特別選考の受験の可否を通知する。事前審査の結果、特別選考の対象とならなかった者は、一般選考での受験となる。 ・ 第一次選考の「一般教養・教職教養」を免除する。 ・ 平成31年4月1日以降の競技者としての実績(第79回国民スポーツ大会(令和7年開催予定)の正式競技・種目に限る。)により出願した者のうち、現在も競技者としての活動を続けており、第79回国民スポーツ大会で本県選手として活躍することが期待できる者は、第一次選考の「小論文」に代えて「課題作文」とする。あわせて、中学校教員・高等学校教員の「保健体育」の受験者で第一次選考に合格した者は、第二次選考の「専門実技」を免除する(出願時に提出する「スポーツ特別選考実績報告書」の該当欄にチェックを入れること。)
出願時に提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ特別選考実績報告書 ・ 実績を証明する書類(賞状の写し、主催団体が発行する成績証明書、大会結果収録の写し、「監督」として出場したことを証明するもの等)

注1 スポーツ特別選考の対象となった者については、9に示した大学院在学・進学者に対する特例は認めません。

注2 「スポーツ特別選考実績報告書」は、滋賀県教育委員会ウェブページからダウンロードし、印刷して使用してください。

エ 国際貢献活動経験者特別選考

募集する校種・職種等	全校種・職種
受験資格	平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間のうち、独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊または日系社会青年ボランティアとしての派遣経験を通算1年以上有する者
選考の方法等	第一次選考の「一般教養・教職教養」を免除する。
出願時に提出する書類	派遣の実績が確認できる書類の写し

(3) 大学3年生夢チャレンジ選考

募集する校種・職種等	全校種・職種
受験資格	「2 出願資格」の(1)~(3)の要件を全て満たし、令和6年4月1日現在、大学3年生で、令和7年度中に卒業見込みの者。
選考の方法等	今年度は、第一次選考のみ受験できる。合格した者は、翌年度の第二次選考受験資格を得る。
出願時に提出する書類	なし

注1 大学3年生夢チャレンジ選考に出願する者が加点を希望する場合、(1)ウ<加点項目>⑦または⑧に該当する場合のみ加点を認めます。(加点条件を満たす資格証明書の写し(TOEFL iBT、TOEIC(L&R))については、令和4年7月以降に取得したものに限り、TOEIC(L&R)については、公開テストの結果に限る。)を令和6年5月16日(木)午後5時まで(必着)に提出してください。

注2 大学3年生夢チャレンジ選考で合格できなかった場合でも、翌年度の〔夏選考〕に出願できます。この場合、第一次選考からの受験となります。

7 選考基準 選考試験の各区分の配点割合は、次のとおりです。また、「一般教養・教職教養」および「専門教科・科目」は100点満点で採点し、それ以外は10段階で評価します。

(1) 第一次選考

校種・職種	区 分	一般教養 教職教養	専門教科 科 目	小 論 文
小学校教員		4	4	2
中学校教員		3	5	2
高等学校教員		2	6	2
特別支援学校教員		4	4	2
養護教員		4	4	2
栄養教員		4	4	2

(2) 第二次選考

校種・職種	区 分	指導実技	専門実技	面接試験
小学校教員		3	1	6
中学校教員	音楽、美術、保健体育、技術、家庭	2	2	6
	その他	4		6
高等学校教員	保健体育、農業、工業、商業	2	2	6
	その他	4		6
特別支援学校教員		4		6
養護教員			4	6
栄養教員		4		6

8 選考結果

(1) 第一次選考の結果は、7月17日(水)午後1時頃に県庁前掲示板および滋賀県教育委員会ウェブページに掲示・掲載するほか、受験者全員に郵送で通知します。

なお、第二次選考の受験資格を得た者については、併せて第二次選考の日程等について通知します。

第二次選考を受験した者は、下記の提出書類を8月30日(金)までに持参または郵送してください(郵送の場合は8月30日(金)必着)。郵送の場合は、封筒の表左下に、出願校種と受験番号を記入するとともに、「提出書類在中」と朱書きしてください。

提 出 書 類

- ア すでに教員免許状を取得している者 所有する全ての教員免許状の写し(裏面に記載のある免許状の場合は、両面複写したもの)
- イ 教員免許状を取得見込みの者 在学する学校の学長、学部長等の発行する教員免許状取得見込証明書
- ウ 教員免許更新制による更新講習の修了確認、延期または免除等を受けた者 それぞれの証明書(免許管理者の都道府県教育委員会から交付されたもの)の写し
- エ 社会人特別選考を受験した者 社会人特別選考実績報告書に記入した勤務実績、資格等を証明する書類(団体や代表者により証明されたものに限る。)
- オ 改姓等により、ア～エの書類に記載された氏名と現在の氏名が異なる者 改姓等を証明できる書類(本籍地、マイナンバーの記載のないものか、記載をマジック等で塗りつぶしたのものに限る。)

(2) 第二次選考の結果は、9月中旬(予定)に県庁前掲示板および滋賀県教育委員会ウェブページに掲示・掲載するほか、受験者全員に通知します。なお、「合格」「不合格」とは別に若干名を「補欠」として通知することがあります。「補欠」の者が第二希望で追加合格する場合、実技試験を課す場合があります。

なお、「補欠」の者については12月上旬までに改めて、「合格」か「不合格」を通知します。

(3) 第二次選考の合格者は、令和7年度採用候補者名簿に登載します。採用候補者名簿に登載された者を対象に、健康診断(令和7年1月9日(木)および1月10日(金)のうちいずれか1日を指定して実施予定)および採用内定者研修会(令和7年1月11日(土)実施予定)を行います。

(4) 小学校教員、中学校教員、養護教員内定者のうち、大学卒業予定者または大学院修了予定者を対象(希望制)に、「滋賀若鮎教職インターンシップ」を実施する予定です。令和6年12月から令和7年2月までの期間に学校現場での職場体験を行い、4月のスタートに向けての準備を行います。

(5) 第一次選考および第二次選考の全ての受験者に対して、選考試験の区分ごとの得点および合格最低点を通知します。

9 大学院在学・進学者に対する特例

(1) 大学院修士課程に在学または進学する第二次選考合格者の採用時の特例扱い 専修免許状を取得できる大学院修士課程に令和6年度に進学している者、または令和6年10月31日(木)までに令和7年度の進学が決定している者であって、修士課程修了を希望する者に対して、専修免許状の取得を条件に最大2年間(令和6年度に大学院に進学した者は1年間、令和7年度に進学する者は2年間)採用を延期します。令和7年度の進学が決定している者の特例は、令和6年度末に大学等の卒業見込みの者に限ります。なお、大学からの推薦を受けた者およびスポーツ特別選考対象者については、この特例の適用対象外とします。

(2) 特例を受けるための流れ

ア 出願フォームに入力の際「9 大学院特例の申請」で希望の有無を「あり」とし、大学院名および延期年数を入力する。

イ 令和7年度滋賀県公立学校教員採用選考試験[夏選考]に合格後、大学院在学または進学を理由として採用延期の特例を希望する者は、令和6年11月1日(金)までに申し出てください。

(3) その他

ア (2)アまたはイのいずれかが確認できない場合は、特例を認めません。

イ 延期期間終了までに、大学院修士課程の修了および専修免許状の取得ができなければ、合格を取り消します。

ウ 大学院在学または進学を理由として採用延期が認められた者については、延期期間終了の前に面談を実施します。なお、面談の実施日時、場所等については別途連絡します。

10 臨時講師等の情報利用 令和7年度滋賀県公立学校教員採用選考試験[夏選考](大学3年生夢チャレンジ選考を除く。)に不合格となった場合、出願フォームに入力した情報を滋賀県公立学校臨時講師等の依頼のために使用してよい場合は、出願フォームに入力の際「13 確認事項」において「臨時講師任用の連絡可否」について「使用してよい」を選択入力してください。

11 その他

(1) 特別選考および第一次選考試験の一部免除または全免除の対象者以外の受験者は、全ての試験の受験が必要です。

(2) 出願資格を欠いていることが判明したときは、採用に係る資格を取り消すものとします。

(3) 受験した校種・職種および教科に相当する有効な普通免許状を有していない場合は、採用しません(社会人特別選考および教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受けた場合を除く。)

(4) 特別な事情により配慮を希望する者は、出願フォームに入力の際「13 確認事項」において「受験時の配慮希望」を「あり」とし、配慮希望事項およびその理由を入力してください。

- (5) 提出された出願書類は返却しません。
- (6) 教員採用選考試験の過去の問題および正答例等は、県庁新館2階県民情報室で閲覧およびコピー(有料)をすることができます。
- (7) 試験会場への自家用車の乗り入れは送迎も含めて禁止します。
- (8) 受験に際しては、省エネルギー推進のため、ノー上着・ノーネクタイでの受験にご協力ください。
- (9) 試験の内容、結果等の問合せについては一切応じません。
- (10) 教諭(任用の期限を付さない常勤講師を含む。)としての初任給例は、次の表のとおりです。このほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれ条件に応じて支給されます。なお、経歴に応じて次の表の額に一定の額が加算されます(令和6年4月1日現在の額であり変更することがあります。)

区 分	給 与 額
修士課程修了	277,580円
大 学 卒	255,378円
短 大 卒	232,718円

※ これらの額は給料、教職調整額、義務教育等教員特別手当および地域手当の合計額です。

12 令和7年度滋賀県公立学校教員採用選考試験〔秋選考〕について【概要】

令和7年度滋賀県公立学校教員採用選考試験〔夏選考〕とは別に、令和7年度滋賀県公立学校教員採用選考試験〔秋選考〕を、次のとおり実施します。

(1) 募集校種、採用予定数

- ア 小学校教員 若干名
- イ 中学校教員 若干名(※)
- ウ 特別支援学校教員 若干名

※ 中学校教員として若干名の採用予定であり、それぞれの教科で若干名の採用予定があるわけではありません。

(2) 出願資格 次の全ての要件を満たす者

- ア 昭和40年4月2日以降に生まれた者
- イ 地方公務員法第16条各号および学校教育法第9条各号のいずれにも該当しない者
- ウ 受験する校種に相当する有効な普通免許状を有する者
- エ 令和7年3月31日現在において、滋賀県外の公立学校もしくは滋賀県外の国立大学法人附属学校の正規の主幹教諭、指導教諭、教諭または任用の期限を付さない常勤講師(日本国籍を有しない者に限る。)である者で、休職および育児休業の期間を除き、3年以上の勤務経験を有することとなる者。なお、出願する校種と同一校種の勤務経験に限る。

オ 令和7年度滋賀県公立学校教員採用選考試験〔夏選考〕へ出願していない者

(3) 選考試験期日 令和6年10月12日(土)

(4) 選考試験内容 面接試験(個人面接)、指導実技(模擬授業)

(5) 結果発表 令和6年11月6日(水)

13 出願方法 「しがネット受付サービス」を使用し、出願フォームによる出願とします。出願フォームによる出願ができない場合は、「14 出願に関する問合せ先」に連絡をしてください。

(1) 出願における注意点 出願に当たっては、複数の校種・教科等に重複して出願したり、同一の校種・教科等に複数回申し込んだりしないようご注意ください。出願後は、志望校種・職種、教科・科目の変更はできません。出願フォームによる出願では、連絡が取れるメールアドレス(以下「連絡先メールアドレス」)、A4版の用紙を印刷できるプリンタが必要です(ダウンロードした受験票および写真票を印刷するためです。外部記憶媒体に保存し別途印刷することも可能です。)

- ① 迷惑メール対策等を行っている場合は、あらかじめ、「@mail.graffer.jp」からのメールを受信できるように設定してください。
- ② 氏名等の漢字は「JIS第2水準」までの文字とします。外字等該当する文字がない場合は、「JIS第2水準」の中から類字を選んで入力してください。

(2) 出願の手順

ア 出願フォームへの登録

- ① 滋賀県ウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/>)から以下のとおり進んでください。入力前に学歴等(高校、大学卒業または見込年月)がわかるものや教員免許状(取得済の場合)を準備してください。
 - ・ 「教育委員会」(ボタン) (ページ下部)をクリックしてください。

- ・ 「滋賀県公立学校教員採用選考試験」(ボタン) (ページ中段) をクリックしてください。
 - ・ 文中の「教員採用選考試験出願はこちら」をクリックするか二次元コードを読み取るかして出願フォームに入ってください。
 - ・ 「メールを認証して申請に進む」(ボタン) または「ログインして申請に進む」(ボタン) をクリックしてください。
 - ・ 「ログインして申請に進む」を選んだ場合は、お手持ちのGoogleアカウントやLINEアカウント、またはGraffierアカウントの作成によりログインすることができ、申請の一時保存ができるようになります。
 - ・ 「メールを認証して申請に進む」を選んだ場合は、「申請に利用するメールアドレスを入力してください」の指示に従って入力し、「確認メールを送信」(ボタン) をクリックしてください。
- ② 入力したメールアドレスに「(件名)【滋賀県】メールアドレスをご確認ください」のメールが届きます。
 - ③ ②のメール本文のURLをクリックすると、メールの認証が完了し、「申請に進む」(ボタン) がクリックできるようになります。記載内容を確認し、「利用規約に同意する」にチェックを入れ、「申請に進む」(ボタン) をクリックしてください。

イ 出願手続

- ① 画面の指示に従って、必要な情報を入力してください(15分程度の時間が必要です)。
- ② 申請内容の確認画面が表示されるので、間違いがなければ「この内容で申請する」(ボタン) をクリックしてください。
- ③ 入力したメールアドレスに「(件名) 令和7年度滋賀県公立学校教員採用選考試験申込み 申請受け付けのお知らせ」メールが届きます。本文中に、申請内容確認用のURLが記載されているので、メールを保存しておいてください。

ウ 出願後の手続

- ① 6月4日(火)までに、入力したメールアドレスに受験票と写真票のダウンロード先を通知しますので、ダウンロードしA4版の用紙に印刷してください(印刷の際は必ず倍率100%で印刷してください)。また、それぞれに同一の写真(4.5cm×3.5cm)を貼り、試験当日に持参してください。
- ② 特別選考や試験の一部免除または全免除、加点を希望する場合は、免除要件を示す証明書等書類を、5月16日(木)午後5時までに持参または郵送(ともに5月16日(木)午後5時必着)にて速やかに提出してください。

※ 出願後3日を過ぎても上記イ③の「申請受け付けのお知らせ」メールが届かない場合は、14の問合せ先に連絡してください。

14 出願書類等の提出先、出願に関する問合せ先 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県教育委員会事務局教職員課 採用担当 電話 077-528-4536 (小学校教員、中学校教員、養護教員、栄養教員) 077-528-4532 (高等学校教員、特別支援学校教員) (いずれも、土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後5時まで)

議 会 告 示

滋賀県議会告示第4号

滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年滋賀県議会告示第2号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月19日

滋賀県議会議長 奥村芳正

第4条第1項第3号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報(議会事務局の職員が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。)」に改め、同条第2項第2号中「保有個人情報」の右に「(前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。)」を加える。

第7条第1号エ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

付 則

この告示は、令和6年4月19日から施行する。